

史料紹介 琉球の木簡二題

山里純一

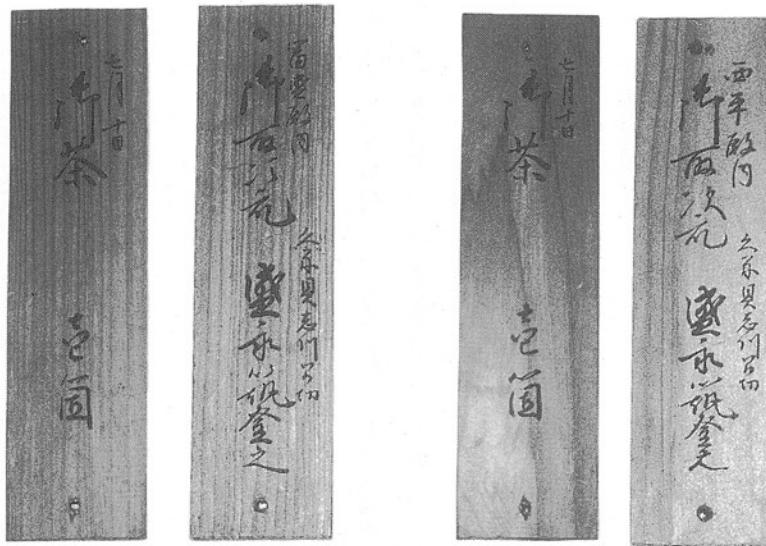
一 久米島上江洲家の伝世木簡

現在、沖縄県立博物館には、かつて沖縄県具志川村の上江洲家に保管されていた木簡二点が所蔵されている。当博物館では一九九三年一月に久米島の上江洲家の調査を行ったが、その際、寄託されたことになった文書類（上江洲家文書）とともに博物館に運び込まれたものである。

これらの木簡は、二点とも縦一五・四cm、横四cm、厚さ〇・五cmの短冊型の杉板に墨書きされており、上部と下部の二箇所に穿孔がある。いずれもお茶の進上に関わるもので、差出人は具志川間切の盛永筑登之で、宛先は西平殿内と富盛殿内の御取次衆となっている。裏は両方とも全く同じで、日付と進上物の名称および数量が記されている。

- A・西平殿内
○御取次衆
・七月十日
○御茶
B・富盛殿内
○御取次衆
・七月十日
○御茶
- 久米具志川間切
盛永筑登之。
壱個
。
- 久米具志川間切
盛永筑登之。

間切は今の村に相当し、貢納負担の単位である。一般に間切には按司地頭と総地頭を置き、間切内の各村には脇地頭が置かれた。久米島は具志川と仲里的二間切からなっているが、辞令書・「毛姓家譜」・「琉球藩臣家禄記」などによれば、廢藩置県前の具志川間切の按司地頭は伊江王子朝直、総地頭は西平親方で、仲里間切の場合は仲里按司、総地頭は富川親方盛奎であった。彼らは首里に住み、いわば領主的存在であったから、実際の間切の行政は在番が派遣され職務を代行した。在番の監督の下で行政にたずさわる地方役人の筆頭格が地頭代で、上記の木簡が伝世された上江洲家は代々この地頭代を勤めた旧家である。上江洲家では上級の職に就く



B

A

久米島上江洲家の伝世木簡

までの間、盛永を称したことがあったようで、上江洲家の家譜である『美濟姓家譜』に掲載された書付によれば、当時二六歳と推定される一〇世の智俊が「盛永にや」と記されている。また上江洲家文書には盛永筑登之が書いた同治一二年（一八七三、明治六）の「仕明手形控」や、「嫡子当歳三十八大田掟 盛永筑登之」と書かれた光緒元年乙亥（一八七五、明治八）一一月二四日の亡父上江洲親雲之三年忌の「御祭文」等がある。ここにみえる木簡の差出人の盛永筑登之は、一一世の跡継ぎとなつた一八三八年（天保九）生まれの上江洲智綱であるが、木簡の差出人の盛永筑登之がこれと同一人物であることは間違いない。したがつて、やや問題もあるが、木簡の年代はおおむね明治初年と見てよいであろう。

殿内とは親方などの邸宅のことで、Aの西平殿内は具志川間切総地頭西平親方の邸宅で、Bの富盛殿内は当時東風平間切富盛村を領有する脇地頭であった富盛親方の邸宅と思われる。

ところで『美濟姓家譜』によれば、清代の同治三年（一八六四）五月、手製のお茶一斤を「惣地頭」へ進上したところ、御城へ献上され、風味がよいと悦ばれ褒美として書付一通と国分煙草一斤を賜わつた。そしてこれからは毎年一斤ずつ献上するように申し渡されている。翌年も同様に「惣地頭」へ進上したお茶が御城へ献上され、白木綿布一反・国分煙草二斤・扇子一本・白麻一束を賜わつてゐる。また同治七年（一八六八）二月に、富川殿内へ『感応篇』（正確に

は『太上感應篇』拝借のお礼として手製のお茶一壺を進上したところ、それをさらに護得久按司や宜野湾親方等一五人に差し進めていたとき、翌年、富川殿内から扇子一本と白麻一〇帖、その他の方々からは直筆の詩歌を賜わったとある。

上江洲家が茶木の植え付けを始めたのは五世の智源の時、康熙二年（一六七三）のことである。茶木も漸く盛生した頃の雍正四年（一七二六）には、王府の書院から毎年五斤を御近習御用に進上するよう仰せつけられている。またその茶園は「東坂山」と名づけられ、雍正八年（一七三〇）に永代預かりとなつた。

書院からの仰せに従い、雍正五年（一七二七）以降、毎年お茶五斤を王府に進上していたが、上江洲家に伝わる『家記』（一〇世の前地頭上江洲親雲上智俊の作）によれば、祖父上江洲親雲上智常の代に停止されたが、智俊の代に父の上江洲親雲上智篤の遺言によつて再び茶木の植え付けを行うようになったという。その智俊が、前述したように同治三年（一八六四）に惣地頭へお茶を進上し、褒美として国分煙草を拝領したのである。

このように上江洲家では自製のお茶を首里王府や親方の私邸に送つており、盛水筑登之が西平殿内と富盛殿内にお茶を送つたのも、こうした上江洲家の伝統に基づくものであつた。

ただ問題なのは、これがお茶を進上する際に取り付けられた荷札だとすれば、何故送り先である首里の殿内ではなく上江洲家に伝世

したかということである。送るつもりで荷札を用意したが何らかの事由で見合させたのか、控えないしは見本として同じものを二つ作成したのか、あるいは先方から容器とともに送り返ってきたのか、今のところ不明である。

いずれにしても、琉球王府時代に個人（家）レベルの進上物に木簡が用いられた事例として興味を引く。

二 史料にみえる琉球国の冊書

中国において紙が普及する以前、短冊型の木や竹の簡を編綴した冊書が用いられたことは周知の通りである。しかし魏晋南北朝以降は長い文章は紙に書かれるようになり、冊書は姿を消す。ただ唐代の玄宗皇帝の封禪の礼を行つた時の玉冊（漢白玉製の冊）や、哀帝（唐朝最後の皇帝）の即位の時の玉冊が残つており、儀礼の場においてその慣習は踏襲されている。

日本では、一七七一年（明和八）の後桃園天皇即位に際し、伊勢神宮に奉幣を行つた時の紙製の短冊に記された宣言が存在し、また位記の書様を記した木簡も残つているが、冊簡の出土例はなく、明確に冊書の存在・使用を立証することはできないのが現状である（岸俊男「宣命簡」（『日本古代文物の研究』所収、搞書房、一九八八年）。

ところが琉球国において冊書が用いられた可能性を示唆する史料

が存在する。それは陶宗儀の『書史会要』卷八にみえる次の記事である。

流求國職貢中華、所上表、用木為簡。高八寸許、厚三分、濶五分、飾以髹釦以錫、貫以革。而橫行刻字於其上、其字體類科斗書。

この史料は、琉球国の文字に関する記述で、早くから注目されてきたものであるが、この上表の時期について和田清は、陶宗儀が元代に生まれ明初まで生きのびた人物であることから、琉球が明の招諭に応じて初めて入貢した洪武五年（一二七二）のこととしている（琉球台灣の名称に就いて）（『東方学報』一四）。ここでは流求（琉球）国とあるが、当時の琉球は三山に分かれており、洪武五年はそのうちの中山の入貢である。すなわち『太祖実錄』洪武五年一二月壬寅条には「楊載使瑠球國。中山王察度、遣弟泰期等、奉表貢方物」とみえている。統いて洪武二三年には南山、洪武二六年に北山がそれぞれ初めて入貢したが、以後、三山とも入貢の度に表を奉じている（和田久徳『明実録の沖縄史料』（お茶の水女子大学人文科学紀要）第二四卷第二分冊）。したがって、洪武五年に限定するよりも、藤田豊八が述べるように明初の頃と幅を持たせておいた方が無難であろう（琉求人南洋通商の最古の記録）（『史学雑誌』二八ノ八）。

この史料をめぐる從来の議論は、専ら横書きの科斗書についてなされてきた。一七一九年に尚敬王冊封のため副使として来琉した徐

葆光の『中山伝信録』や伴信友の『中外經緯伝草稿』は、科斗書を仮名と解しており、真境名安興もこれを支持している（『沖縄一千年史』）。これに対しても伊波普猷や藤田豊八は南洋系の文字ではないかとしている（伊波「琉球に固有の文字ありしや」（『古琉球』所収）および藤田前掲論文）。また和田清は、「貫以革而橫行刻字於其上」の箇所は「貫以革而橫行。刻字於其上」と読むべきとして、科斗書が草体の平仮名であると断じている（前掲論文）。

しかし文字の問題とは別に私が注目したいのは、「木を用いて簡を為す」と記されていることである。これはまさしく木簡に他ならない。また「貫くに革を以てす」とあるのは簡を革で編綴したことを見しており、これが冊書であったことを物語る。「飾るに髹（漆）を以てし、釦むるに錫を以てし」というから、木簡には漆が塗られ、錫をちりばめるなど、丁重に仕立てられていたようである。

ところで琉球国に製紙技術が伝わったのは康熙二十五年（一六八六）のこと（『琉球國由來記』および『球陽』）には、大見謝筑登之親雲上憑武（閻忠勇）が薩摩州へ行き草野五右衛門から造紙の法を学び、帰国後に杉原・百田紙を漉いたとある。ただ一七世紀後半以前の『おもろさうし』や辞令書が残つており、琉球においてそれまで全く紙が使用されなかつたわけではないが、その紙は必要に応じて中國や日本から入手していたものと思われる（上江洲敏夫「琉球紙の歴史」（『沖縄の紙』沖縄タイムス、一九八一年）。しかし一四世紀後半頃は

恐らく紙に代わる書写材料として木簡が用いられていたのではない
か。例えば萬曆一三年（一五八五年）重修の『溫州府志』卷一八には、元の仁宗の延祐四年（一二一七）六月に溫州永嘉縣の燕宮に漂着した婆羅公管下の密牙古人の「内一人、携_三帶小木刻字。長短不_レ等。計三十五根。上刻_三記圈畫、不_レ成_三字樣」とある。ここにみえる密牙古人は藤田豊八が指摘したように琉球諸島の宮古島の人であるが（藤田前掲論文）、その一人が三五枚の刻字木簡を携帯していたという。刻字されたものは字体をなさず、長さもバラバラであったようだが、刻字された内容はもちろんその木簡の用途については、この記事からはわからない。ただ木簡を所持していた人物は漂流した一行のリーダー格のようにも思われるから、あるいは何らかの通商に関するものであつたかも知れない。

このように元代に木簡が用いられていたとすれば、明初における琉球國の上表文も木簡に書かれた可能性は高く、かつそれが比較的長文であつたことを思うと冊書の形態をとつていたことは十分想定されてよい。

もしそうだとすれば、これは日本の木簡研究史上きわめて注目に値することであるが、今のところ『書史会要』以外に傍証史料はみあたらない。